

(別添)

ナラ枯れ被害材移動通知書

年 月 日

様

住所
名称 印
(TEL.)

この木材には、ナラ枯れ被害材が含まれていますので、宮城県の「ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドライン」に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 処理期限 平成 年6月9日（カシノナガキクイムシの羽化期の前）
- 2 ナラ枯れの被害木が混入しています。適正な処理を行わないと材を保管している地域でナラ枯れ被害が拡大する恐れがあります。このため処理期限まで焼却、製炭、破砕（厚さ10mm以下）のいずれか処理を行ってください。
- 3 処理をせずに被害材を譲渡する場合は、本書及びナラ枯れ被害材の利用に関するガイドラインの写しを譲渡先に交付してください。

(参考)

「ナラ枯れ」：体長5mm程度のカシノナガキクイムシがナラの幹に集団で穿孔し、枯らします。カシノナガキクイムシは、6月中旬から10月中旬までに羽化（成虫になる）し、新しい木を加害します。被害を受けたナラは、幹に無数の孔が開き、そこから雪のように木屑が吹き出し、8月中旬から9月にかけて枯死します。